

第104回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月24日（水曜日）
午前10時

議決権の行使等をお願い

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様のご大切な権利です。是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

詳細は4頁をご覧ください。

場所 当社本店11階大会議室
広島市中区小網町6番12号
(中電工平和大通りビル)

目次

第104回定時株主総会招集ご通知	1
議決権の行使等についてのご案内	4
(添付書類)	
第104期事業報告	7
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告書	36
(株主総会参考書類)	
第1号議案	42
剰余金の処分の件	
第2号議案	43
取締役11名選任の件	
第3号議案	52
監査役2名選任の件	
第4号議案	54
取締役（社外取締役を除く）に対する 譲渡制限付株式付与のための報酬決定 の件	

株 主 各 位

広島市中区小網町6番12号
株式会社 中 電 工
代表取締役会長 小畑博文

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権行使の場合

5～6頁【インターネット等による議決権行使のお手続きについて】をご覧ください、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しておりますので、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

敬 具

記

1 日 時

2020年6月24日（水曜日） 午前10時

受付開始は、午前9時を予定しております。

2 場 所

当社本店11階大会議室

広島市中区小網町6番12号（中電工平和大通りビル）

3 目的事項

報告事項

1. 第104期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第104期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。
なお、今後の状況によりやむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載いたしますので、当日ご来場いただく前にご確認ください。

◎ 当社は、法令および定款の規定に基づき、以下に掲げる事項をインターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

また、ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送させていただきますので、当社総務部宛（電話082-291-7411）にお申し出ください。

◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.chudenko.co.jp/info/stock/>

議決権の行使等についてのご案内

郵送による議決権行使の場合

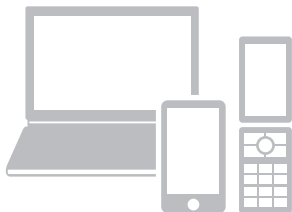


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



5～6頁【インターネット等による議決権行使のお手続きについて】をご覧ください。画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）
午後5時30分受付分まで

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時

※ご来場予定の株主様は、当日のご自身の体調をお確かめのうえ来場いただき、総会会場におきましては、マスクの着用、アルコール消毒液の使用や検温の実施にご協力をお願い申し上げます。

※体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけし、別会場へご案内する場合がございます。

※ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送による議決権行使またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2020年6月23日(火曜日)の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、次頁のヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
 - ・ **議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 - (2) スマートフォンによる方法
 - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・ スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

5 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

 **0120-173-027**（通話料無料）受付時間9:00～21:00

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

株式会社「ICJ」が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の事業環境は、公共投資が堅調に推移し、民間設備投資も高い水準の企業収益を背景に増加したものの、受注競争の激化や労働者不足などが続く状況にありました。

また、年度終盤には、新型コロナウイルス感染が拡大し、事業への影響が懸念される状況にありました。

こうした中、当社グループは、中期経営計画〔2018～2020年度〕に基づき都市圏の事業拡大や営業・施工体制の強化、業務改革の推進等の諸施策を進めてまいりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の当期事業への大きな影響はありませんでした。

以上の結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

売上高は、屋内電気工事や空調管工事を中心に当社の工事部門全てで増加したことなどにより前期に比べ増収となりました。

営業利益は、売上高の増加に加え、原価管理の徹底や効率化施策による生産性向上などにより前期に比べ増益となりました。

受取利息などの営業外損益を加えた経常利益は、営業利益の増加により前期を上回りました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、M&Aに係るのれんの減損損失や投資有価証券評価損を計上したことなどにより前期を下回りました。

[当社グループ（連結）の業績]

(単位：百万円)

区 分	前 期	当 期	増減額	増減率(%)
売 上 高	153,322	168,888	15,566	10.2
営 業 利 益	6,486	8,333	1,846	28.5
経 常 利 益	8,921	11,188	2,266	25.4
親会社株主に帰属する当期純利益	6,160	4,795	△1,364	△22.2

〔当社（個別）の業績〕

(単位：百万円)

区 分			前 期	当 期	増減額	増減率(%)
受	注	高	144,938	146,217	1,279	0.9
売	上	高	133,126	149,347	16,220	12.2
営	業	利	6,388	7,900	1,511	23.7
経	常	利	8,841	10,780	1,939	21.9
当	期	純	6,587	3,520	△3,067	△46.6

〔当社（個別）の受注高・売上高・繰越高〕

(単位：百万円)

工事種別			前 期 繰越高	当 期 受注高	当 期 売上高	次 期 繰越高
屋	内	電	60,443	73,342	74,640	59,144
空	調	管	22,664	30,352	32,006	21,010
情	報	通	3,761	7,951	8,399	3,313
配	電	線	1,317	27,988	28,676	629
発	送	変	3,676	6,582	5,624	4,635
	合	計	91,863	146,217	149,347	88,733

(2) 対処すべき課題

今後の事業環境は、現時点で新型コロナウイルス感染拡大の影響が不透明であり、見通しが困難な状況にあります。

当社グループにおいては、社員やそのご家族、ステークホルダーの皆様の安全確保を最優先としたうえで、グループ一丸となって事業を推進していく所存です。

当社グループは、将来にわたって持続的発展を遂げていくにあたり、創立80周年となる2024年度での目指す姿・目標として「中電工グループ 中長期ビジョン」を掲げております。

また、中期経営計画〔2018～2020年度〕を、このビジョン実現の基盤づくりと位置づけ、これまで取り組んできた諸施策を継続・強化するとともに、新たな強化策を加えて、更なる成長に向けチャレンジしております。

中電工グループ 中長期ビジョン（創立80周年となる2024年度での目指す姿・目標）

テーマ	・ 変革と成長を遂げる 中電工グループ
目指すグループ像	・ 従業員一人ひとりが働きがいを持って活躍するグループ ・ 中国地域だけでなく都市圏・海外でも存在感を発揮できるグループ
数値目標	・ 2024年度 連結売上高2,000億円以上、連結営業利益130億円（6.5%（注））以上

（注）連結売上高営業利益率であります。

中期経営計画（2018～2020年度）

主要施策	① 受注の確保・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国地域における事業基盤の更なる強化 ・ 都市圏における営業基盤の拡充 ・ 海外グループ企業を基点とした海外事業の拡大 ・ リニューアル工事・提案営業の強化 ・ 地中線工事の拡大に向けた体制強化 ・ 成長戦略による事業拡大
	② 利益の確保・拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な原価管理の徹底 ・ 資材調達力の向上
	③ 業務改革・業務改善による生産性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場業務の抜本的見直し ・ 業務外部化やIT等の新技術活用の推進
	④ 活力を生む“人づくり”	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中電工協力会と連携した現場力の強化 ・ 高度な専門性を備えた従業員の育成 ・ ワーク・ライフ・バランスの実践
	⑤ 品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力安定供給への確実な貢献 ・ お客様満足度の向上
	新たな強化策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場工事の受注・施工体制の強化 ・ 大型工事（20億円以上）の受注・施工体制の強化 ・ 外部要員の適切な活用による原価低減 ・ 業務改革・改善の効果の顕在化による生産性の向上 ・ 働き方改革の取り組みの加速
数値目標（注）	・ 2020年度 連結売上高 未定、連結営業利益 未定	

（注）現時点で新型コロナウイルス感染拡大の影響が不透明であり、業績予想の合理的な算定が困難であることから、数値目標は未定としております。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社グループの事業に格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当期に当社グループで実施しました設備投資の総額は22億7千9百万円であり、事業場の整備・拡充、工具、事務機器等の更新を中心に行っております。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループ（連結）の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第101期	2017年度 第102期	2018年度 第103期	2019年度 第104期(当期)
売 上 高	147,935	148,300	153,322	168,888
営 業 利 益	9,675	8,535	6,486	8,333
経 常 利 益	11,871	11,744	8,921	11,188
親会社株主に帰属する当期純利益 (1株当たり当期純利益)	9,273 (160.20円)	7,809 (139.61円)	6,160 (110.22円)	4,795 (86.13円)
総 資 産	263,618	269,875	267,181	273,742
純 資 産	217,013	222,373	218,036	212,043

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship[®])」導入において設定した「中電工従業員株式投資会専用信託口」が所有する当社株式の数を加算しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第103期の期首から適用しており、第102期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社（個別）の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第101期	2017年度 第102期	2018年度 第103期	2019年度 第104期(当期)
受 注 高	143,329	136,493	144,938	146,217
売 上 高	132,512	131,809	133,126	149,347
営 業 利 益	8,931	7,915	6,388	7,900
経 常 利 益	11,079	11,099	8,841	10,780
当 期 純 利 益 (1株当たり当期純利益)	9,005 (155.57円)	7,792 (139.29円)	6,587 (117.86円)	3,520 (63.22円)
総 資 産	252,482	256,225	254,028	252,348
純 資 産	210,123	213,082	210,057	204,537

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship[®])」導入において設定した「中電工従業員株式投資会専用信託口」が所有する当社株式の数を加算しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第103期の期首から適用しており、第102期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社の状況
当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
三親電材株式会社	72百万円	50.03	電気機器・工事材料の販売
中工開発株式会社	20百万円	100.00	保険代理・リース
株式会社イーベック広島	20百万円	100.00	電気・空調管工事等の設計・積算
株式会社中電工テクノ	20百万円	100.00	配電線工事の施工
株式会社広島エレテック	20百万円	100.00 (3.64)	電気工事等の設計・施工
株式会社岡山エレテック	20百万円	100.00	電気工事等の設計・施工
株式会社山口エレテック	20百万円	100.00	電気工事等の設計・施工
株式会社島根エレテック	20百万円	100.00	電気工事等の設計・施工
株式会社鳥取エレテック	20百万円	100.00	電気工事等の設計・施工
杉山管工設備株式会社	56百万円	100.00	空調管工事等の設計・施工
早水電機工業株式会社	100百万円	100.00	電気工事等の設計・施工
株式会社昭和コーポレーション	230百万円	100.00	熱絶縁工事の設計・施工・監理 断熱配管支持金具の製造・販売
CHUDENKO(Malaysia) Sdn.Bhd.	6 ^{百万マレーシア} リンギット	100.00	電気工事等の設計・施工
CHUDENKO ASIA Pte.Ltd.	4,080百万円	100.00	子会社の運営管理
RYB Engineering Pte.Ltd.	150 ^{万シンガポール} ドル	70.00 (70.00)	電気工事等の設計・施工
RYB Corporation Pte.Ltd.	20 ^{万シンガポール} ドル	100.00 (100.00)	電気工事等の設計・施工

- (注) 1. 当社は、2020年2月3日付で株式会社昭和コーポレーションの全株式を保有するホライズン1株式会社（同日、S C C株式会社へ社名変更）の全株式を取得し同社を子会社としました。その後、当社は、2020年3月31日付でS C C株式会社を吸収合併し、同社を消滅会社としたことにより株式会社昭和コーポレーションは当社の子会社となりました。
2. 上記16社は、いずれも連結子会社であります。
3. 当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

③ その他の重要な企業結合の状況

会社名	資本金	当社への 議決権比率 (%)	事業内容	主な取引の内容
中国電力株式会社	185,527百万円	39.09 (0.00)	電気事業	電気工事等の請負施工

(注) 当社への議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、設備工事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、屋内電気工事、空調管工事、情報通信工事、配電線工事、発送変電工事を設計施工しております。

(7) 主要な事業場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業場

名 称	所在地	名 称	所在地
本 店	広 島 県	鳥 取 統 括 支 社	鳥 取 県
広 島 統 括 支 社	広 島 県	東 京 本 部	東 京 都
岡 山 統 括 支 社	岡 山 県	大 阪 本 部	大 阪 府
山 口 統 括 支 社	山 口 県	電 力 建 設 所	広 島 県
島 根 統 括 支 社	島 根 県		

(注) 上記以外に73か所の事業場があります。

② 重要な子会社の事業場

会社名	本店所在地	営業所
三親電材株式会社	広 島 県	広 島 営 業 所 ほか19か所
中工開発株式会社	広 島 県	岡 山 営 業 所 ほか3か所
株式会社イーペック広島	広 島 県	—
株式会社中電工テクノ	広 島 県	広 島 営 業 所 ほか8か所
株式会社広島エレテック	広 島 県	福 山 支 店
株式会社岡山エレテック	岡 山 県	倉 敷 営 業 所 ほか1か所
株式会社山口エレテック	山 口 県	山 口 営 業 所 ほか1か所
株式会社島根エレテック	島 根 県	—
株式会社鳥取エレテック	鳥 取 県	米 子 営 業 所
杉山管工設備株式会社	神 奈 川 県	平 塚 支 店
早水電機工業株式会社	兵 庫 県	東 京 営 業 所
株式会社昭和コーポレーション	東 京 都	東 京 事 業 所 ほか24か所
CHUDENKO(Malaysia) Sdn.Bhd.	マレーシア	—
CHUDENKO ASIA Pte.Ltd.	シンガポール	—
RYB Engineering Pte.Ltd.	シンガポール	—
RYB Corporation Pte.Ltd.	シンガポール	—

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,474名	264名増

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む) であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,379名	38名減	39.8歳	18.7年

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であります。

2. 平均年齢、平均勤続年数は、表示単位未満を四捨五入により表示しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式の総数 260,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 56,077,704株 (自己株式2,060,413株を除く)
- (3) 株主数 6,608名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
中国電力株式会社	21,892,259	39.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,417,700	4.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,804,700	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口)	1,673,900	2.98
株式会社中国銀行	1,398,619	2.49
株式会社山陰合同銀行	1,256,481	2.24
明治安田生命保険相互会社	1,129,465	2.01
株式会社広島銀行	1,036,180	1.84
株式会社山口銀行	1,000,279	1.78
中電工従業員株式投資会	986,601	1.75

(注) 1. 当社は、自己株式を2,060,413株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2. 自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship[®])」導入において設定した「中電工従業員株式投資会専用信託口」が所有する当社株式374,000株を含んでおりません。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口) の持株数は、株式会社もみじ銀行の信託財産であります。

(5) その他株式に関する事項

当社は、当社従業員に対し、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生
の拡充および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発
展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以
下、「本プラン」といいます。)を2020年2月から導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「中電工従業員株式投資会専用信託口」(以下、「本信
託」といいます。)を設定し、本信託は、設定後3年間にわたり中電工従業員株式投資会が
取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として当社からの第三者割当によっ
て予め取得します。その後は、本信託から中電工従業員株式投資会に対して継続的に当社株
式の売却が行われるとともに、信託終了時点で本信託内に株式売却益相当額が累積した場合
には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。
当社は、本信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下
落により本信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において本信託内に当該株式
売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済すること
になります。

なお、2017年2月導入の「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」は
2019年7月に終了しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が有している新株予約権等

① 新株予約権等の内容の概要

名 称 〔発行決議日〕	新株予約権の割 当ての対象者お よびその人数	新株予約権の目 的となる株式の 種類および数 〔個数〕	新株予約権 の払込金額 〔1個当たり〕	新株予約権の 権利行使価額	新株予約権 の行使期間	新株予 約権の 行使の 条件
株式会社中電工 第1回（2012年度） 新株予約権 〔2012年6月27日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 11名	当社普通株式 74,100株 〔741個〕	1株当たり 649円 〔64,900円〕	1株当たり 1円	2012年8月2日 ～2042年8月1日	(注) 1
株式会社中電工 第2回（2013年度） 新株予約権 〔2013年6月26日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 11名	当社普通株式 61,800株 〔618個〕	1株当たり 1,048円 〔104,800円〕	1株当たり 1円	2013年7月30日 ～2043年7月29日	(注) 1
株式会社中電工 第3回（2014年度） 新株予約権 〔2014年6月26日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 12名	当社普通株式 40,200株 〔402個〕	1株当たり 1,492円 〔149,200円〕	1株当たり 1円	2014年7月31日 ～2044年7月30日	(注) 1
株式会社中電工 第4回（2015年度） 新株予約権 〔2015年6月25日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 12名	当社普通株式 26,300株 〔263個〕	1株当たり 2,264円 〔226,400円〕	1株当たり 1円	2015年7月31日 ～2045年7月30日	(注) 1
株式会社中電工 第5回（2016年度） 新株予約権 〔2016年6月28日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 10名	当社普通株式 30,200株 〔302個〕	1株当たり 1,985円 〔198,500円〕	1株当たり 1円	2016年7月29日 ～2046年7月28日	(注) 1
株式会社中電工 第6回（2017年度） 新株予約権 〔2017年6月27日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 9名	当社普通株式 16,500株 〔165個〕	1株当たり 2,739円 〔273,900円〕	1株当たり 1円	2017年8月2日 ～2047年8月1日	(注) 1
株式会社中電工 第7回（2018年度） 新株予約権 〔2018年6月26日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 9名	当社普通株式 18,500株 〔185個〕	1株当たり 2,384円 〔238,400円〕	1株当たり 1円	2018年8月1日 ～2048年7月31日	(注) 1
株式会社中電工 第8回（2019年度） 新株予約権 〔2019年6月25日〕	当社取締役 (社外取締役を除く) 9名	当社普通株式 24,700株 〔247個〕	1株当たり 1,941円 〔194,100円〕	1株当たり 1円	2019年8月2日 ～2049年8月1日	(注) 1

② 当社役員の保有状況（2020年3月31日現在）

名 称 〔発行決議日〕	当社取締役 (社外取締役を除く)		当社社外取締役		当社監査役 (注) 2	
	保有者数 および個数	株式の種類 および数	保有者数 および個数	株式の種類 および数	保有者数 および個数	株式の種類 および数
株式会社中電工 第1回（2012年度） 新株予約権 〔2012年6月27日〕	1名 51個	当社普通株式 5,100株	—	—	1名 51個	当社普通株式 5,100株
株式会社中電工 第2回（2013年度） 新株予約権 〔2013年6月26日〕	1名 42個	当社普通株式 4,200株	—	—	1名 42個	当社普通株式 4,200株
株式会社中電工 第3回（2014年度） 新株予約権 〔2014年6月26日〕	3名 105個	当社普通株式 10,500株	—	—	2名 53個	当社普通株式 5,300株
株式会社中電工 第4回（2015年度） 新株予約権 〔2015年6月25日〕	3名 68個	当社普通株式 6,800株	—	—	2名 34個	当社普通株式 3,400株
株式会社中電工 第5回（2016年度） 新株予約権 〔2016年6月28日〕	4名 116個	当社普通株式 11,600株	—	—	1名 24個	当社普通株式 2,400株
株式会社中電工 第6回（2017年度） 新株予約権 〔2017年6月27日〕	5名 85個	当社普通株式 8,500株	—	—	1名 14個	当社普通株式 1,400株
株式会社中電工 第7回（2018年度） 新株予約権 〔2018年6月26日〕	6名 125個	当社普通株式 12,500株	—	—	1名 16個	当社普通株式 1,600株
株式会社中電工 第8回（2019年度） 新株予約権 〔2019年6月25日〕	9名 247個	当社普通株式 24,700株	—	—	—	—

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の役員および役付執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができます。
2. 当社取締役（社外取締役を除く）が保有している新株予約権には、取締役就任前の当社使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。
3. 当社監査役が保有している新株予約権は、当社取締役在任中に付与されたものであります。

(2) 当期中に当社使用人等に交付した新株予約権等の内容の概要

名 称 〔発行決議日〕	新株予約権の割 当ての対象者お よびその交付人 数	新株予約権の目 的となる株式の 種類および数 〔個数〕	新株予約権 の払込金額 〔1個当たり〕	新株予約権の 権利行使価額	新株予約権 の行使期間	新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件
株式会社中電工 第8回（2019年度） 新株予約権 〔2019年6月25日〕	当社役付執行役員 (取締役兼務者を除く) 2名	当社普通株式 3,600株 〔36個〕	1株当たり 1,941円 〔194,100円〕	1株当たり 1円	2019年8月2日 ～2049年8月1日	(注)

(注) 新株予約権者は、当社の役員および役付執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権を行使することができます。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
小畑博文	代表取締役会長		広島総合警備保障株式会社取締役
迫谷章	代表取締役社長		一般社団法人広島電業協会会長
堤孝信	代表取締役副社長執行役員	業務全般担当 考査部担当 兼安全衛生品質環境部担当 兼購買部担当	
國木恒久	取締役専務執行役員	企画本部長	
山田昌志	取締役常務執行役員	電力本部長 兼電力本部電力部長	
西川幸三郎	取締役常務執行役員	広島統括支社長	
上野清文	取締役常務執行役員	技術本部長 兼東京本部管掌	CHUDENKO(Malaysia)Sdn.Bhd.取締役
林睦博	取締役常務執行役員	業務本部長	株式会社中電工ワールドファーム取締役
谷口実男	取締役常務執行役員	営業本部長	株式会社昭和コーポレーション取締役
見立和幸	取締役 (社外取締役)		
鶴衛	取締役 (社外取締役)		学校法人鶴学園理事長兼総長 公益財団法人ヒロシマ・ピース・センター理事長 一般財団法人広島地球環境情報センター理事長
四方田茂	常任監査役	常勤	株式会社昭和コーポレーション監査役
緒方秀文	常任監査役	常勤	
竹内万博	監査役 (社外監査役)		ひろぎん証券株式会社監査役
重藤隆文	監査役 (社外監査役)		中国電力株式会社取締役常務執行役員
飯岡久美	監査役 (社外監査役)		ひまわり法律事務所弁護士

(注) 1. 当期中の役員の異動

- ① 2019年6月25日開催の第103回定時株主総会において、西川幸三郎氏、上野清文氏、林睦博氏および谷口実男氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
- ② 畝由紀男氏、伊藤聖彦氏、緒方秀文氏および熊崎村夫氏は、2019年6月25日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- ③ 2019年6月25日開催の第103回定時株主総会において、緒方秀文氏、竹内万博氏、重藤隆文氏および飯岡久美氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- ④ 廣田充氏、椎木タカ氏および川平伴勅氏は、2019年6月25日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。また、松村秀雄氏は、2019年6月25日開催の第103回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
- ⑤ 当期中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
堤 孝 信	代表取締役 副社長執行役員 業務全般 考査部担当 兼安全衛生品質環境部担当 兼購買部担当	代表取締役 副社長執行役員 業務全般 考査部担当 兼安全衛生品質環境部担当 兼資材部担当	2019年7月1日
山 田 昌 志	取締役 常務執行役員 電力本部長 兼電力本部電力部長	取締役 常務執行役員 電力本部長	2020年2月19日

2. 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ① 鶴衛氏は、学校法人鶴学園の理事長兼総長、公益財団法人ヒロシマ・ピース・センター理事長および一般財団法人広島地球環境情報センター理事長を兼職しております。
当社と学校法人鶴学園との間に設備工事等の取引関係がありますが、その取引額は少額であります。
また、当社と公益財団法人ヒロシマ・ピース・センターおよび一般財団法人広島地球環境情報センターとの間に特別の利害関係はありません。
- ② 竹内万博氏は、ひろぎん証券株式会社の監査役を兼職しております。
当社とひろぎん証券株式会社との間に設備工事および債券購入等の取引関係がありますが、その取引額は少額であります。
- ③ 重藤隆文氏は、中国電力株式会社の取締役常務執行役員を兼職しております。
当社は中国電力株式会社の関連会社であり、電気工事等の取引関係があります。
- ④ 飯岡久美氏は、弁護士を兼職しておりますが、当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 四方田茂氏は、当社の経理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
また、竹内万博氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 見立和幸氏、鶴衛氏、竹内万博氏および飯岡久美氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

5. 役付執行役員（取締役兼務者を除く）

(2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当
東岡孝和	常務執行役員	岡山統括支社長
中村隆一	常務執行役員	東京本部長

6. 執行役員

(2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当
増重恭一	執行役員	企画本部海外事業部長
岡崎啓二	執行役員	営業本部副本部長 兼 営業本部設計部長
川谷伸哉	執行役員	技術本部技術センター長
岡崎誠次	執行役員	山口統括支社長
井ノ口啓二	執行役員	島根統括支社長
二反田正克	執行役員	鳥取統括支社長
松永弘	執行役員	企画本部副本部長 兼 企画本部経理部長
竹山隆善	執行役員	企画本部海外事業部部長
三浦雅夫	執行役員	企画本部情報システム部長
寺西範昭	執行役員	購買部長
佐々木伸治	執行役員	大阪本部長
大庭秀明	執行役員	倉敷支社長
川上聖二	執行役員	電力本部副本部長 兼 電力本部配電部長
伊東祥人	執行役員	技術本部副本部長 兼 技術本部電気技術部長
東光晴	執行役員	業務本部副本部長 兼 業務本部人事労務部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額であります。

(3) 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		確定金額 報酬	業績連動型 報酬	株式報酬型 ストック オプション	
取締役 (うち社外取締役)	411 (12)	232 (12)	131 (-)	46 (-)	15 (2)
監査役 (うち社外監査役)	72 (16)	72 (16)	- (-)	- (-)	9 (6)

(注) 取締役の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬および株式報酬型ストックオプションとしており、監査役の報酬は、確定金額報酬のみとしております。

なお、社外取締役は、確定金額報酬のみとしております。

- ① 取締役の確定金額報酬（基本報酬）
取締役の確定金額報酬は、年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額13百万円以内）であります。
- ② 取締役の業績連動型報酬（業績連動報酬）
取締役（社外取締役を除く）の業績連動型報酬は、以下の報酬額表のとおりであります。

（報酬額表）

連結営業利益水準	報酬額
120億円以上	230百万円以内
80億円以上 ～ 120億円未満	190百万円以内
60億円以上 ～ 80億円未満	155百万円以内
40億円以上 ～ 60億円未満	125百万円以内
20億円以上 ～ 40億円未満	80百万円以内
10億円以上 ～ 20億円未満	40百万円以内
10億円未満	0

- ③ 取締役の株式報酬型ストックオプション（株価連動報酬）
取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストックオプションは、報酬として年額80百万円以内の範囲であり、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。
- ④ 監査役の確定金額報酬（基本報酬）
監査役の確定金額報酬は、年額73百万円以内であります。

(4) 役員報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

【役員報酬の基本的考え方】

- ・職務遂行の基本的な対価として相応の報酬額とする。
- ・企業価値の継続的向上につながる報酬体系とする。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対し、わかりやすい報酬体系とする。

① 取締役報酬の基本方針

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、変動報酬である業績連動報酬・株価連動報酬により構成する。ただし、社外取締役は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみ支給する。

- ・職務遂行の基本対価として、基本報酬を支給する。
- ・短期的な業績向上へのインセンティブを強化するため、業績連動報酬を支給する。
- ・中長期的な業績向上へのインセンティブと、株式価値向上を目指すため、株価連動報酬を支給する。

② 監査役報酬の基本方針

監査役報酬は、その役割を考慮し、固定報酬である基本報酬のみとする。

- ・職務遂行の基本対価として、基本報酬を支給する。

(注) 役員報酬については、独立役員が半数以上を占める報酬諮問委員会を設置し、決定プロセスをより客観的で透明性の高いものとしております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ② 社外役員の主な活動状況

役員区分	氏名	主な活動状況
取締役	見立和幸	当期中に開催した取締役会12回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、同氏の豊富な経験と他社で監査役を務めたこと等に基づく幅広い見識を活かし、社外取締役として客観的な視点から発言を行っております。
取締役	鶴衛	当期中に開催した取締役会12回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、学校経営者としての豊富な経験等に基づく幅広い見識を活かし、社外取締役として客観的な視点から発言を行っております。
監査役	竹内万博	監査役就任後に開催した取締役会10回すべてに、また、監査役就任後に開催した監査役会10回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、企業経営者としての豊富な経験と金融に関する専門的見地等に基づく幅広い見識を活かし、社外監査役として客観的な視点から発言を行っております。
監査役	重藤隆文	監査役就任後に開催した取締役会10回すべてに、また、監査役就任後に開催した監査役会10回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、電力業界要職としての専門的見地等に基づく幅広い見識を活かし、社外監査役として客観的な視点から発言を行っております。
監査役	飯岡久美	監査役就任後に開催した取締役会10回すべてに、また、監査役就任後に開催した監査役会10回すべてに出席したほか、その他重要な会議に出席し、弁護士としての豊富な経験等に基づく幅広い見識を活かし、社外監査役として客観的な視点から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当期に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
②上記①のほか、当社および子会社が会計監査人に支払うべき、金銭その他の財産上の利益の額	1百万円
合 計	64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、CHUDENKO(Malaysia) Sdn.Bhd.、CHUDENKO ASIA Pte.Ltd.、RYB Engineering Pte.Ltd.およびRYB Corporation Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、収益認識に関する会計基準の導入にかかる助言・指導業務を委託しております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める解任の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は、遵守すべき精神的なよりどころとして「真心」を社是と定め、総合設備エンジニアリング企業として、お客様のために高度な価値を付加した生活・事業環境を創出することにより、社会の発展に貢献することを企業使命とする企業理念を定め、会社の進むべき方向を具体的に示している。この基本方針に従って必要な組織・制度を継続的に整備するとともに、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、中電工グループ一体となって適正な事業活動を推進する。

① 当社の取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会を原則毎月1回開催し、経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行が適法・適正でかつ効率的に行われているか監督する。また、役付執行役員・執行役員に対して、必要に応じて業務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- 2) 会長および社長ならびに役付執行役員と、監査役が出席する経営政策会議を原則毎月1回以上開催し、取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項を協議する。
- 3) 役付執行役員・執行役員制度を採用して、執行権限を委譲することにより業務執行機能の強化と意思決定の迅速化を図り、業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行の効率化を図る。
- 4) 取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人が法令、定款、企業理念に定めた行動指針、コンプライアンス方針および「企業倫理規程」等の諸規程を遵守するよう、コンプライアンス担当部門は、法令遵守等の教育を徹底し、推進する。

また、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置する。また、公益通報者保護法に則り、「企業倫理ヘルプライン」を設置し、相談者保護を含めた的確な対応を行う。

- 5) 財務報告の信頼性確保を目的として、財務報告に係る内部統制システム（情報技術統制を含む）を整備・運用する。
- 6) 反社会的勢力による不当要求等へ対応する組織を設置し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として排除する。
- 7) 内部監査部門は、会社の業務執行状況を監査し、指導・指摘した事項を社長に報告する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書（電子文書含む）等については、「文書規程」等において、法令に定めがあるものについては少なくともその期間、法令に定めがないものについても合理的な保存期間を定め、また、「情報管理規程」において、情報の改ざん・漏洩等を防止するとともに、情報が必要なときに正しく利用できるよう、適切に保存・管理を行う。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 「リスク管理規程」を定め、各部門において各種リスクの洗い出し、評価、対応策の検討を行い、経営計画に反映して継続的にリスク管理を実践する。
 - 2) 「危機管理規程」を定め、危機の発生によって引き起こされる影響を最小限にとどめるために、必要な防災体制ならびに緊急体制を確立し、当社事業活動を円滑かつ適切に遂行する。
 - 3) 非常事態その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には、緊急体制を構築し対策本部を設置して、情報を一元的に収集・管理し、迅速かつ的確に対策を検討・実施するとともに、適時・的確に情報公開を行う。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 経営計画において、経営方針・目標を明確に定め、マネジメントサイクルを展開することにより、効率的な事業運営を推進する。
 - 2) 組織・業務分掌・職務権限・諸制度・情報システム等を必要により見直し、効率的な業務執行が行われる体制を構築する。
 - 3) 内部監査部門は、業務の効率化が推進されているかを調査し、指導・指摘した事項を社長に報告する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) グループ企業の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることを確保するための体制
 - a. グループ企業統括部門は、グループ企業の適法かつ適正な事業活動の推進、ならびにコンプライアンス体制の整備について、適切に指導・支援を行う。
 - b. 当社が設置する企業倫理ヘルプラインは、グループ企業からの相談・通報に的確な対応を行う。
 - c. 当社の内部監査部門は、グループ企業における業務の適正を確保する観点から、監査を実施し、指導・指摘した事項を社長に報告する。

- d. 当社の監査役は、必要により、グループ企業の調査を行うとともに、グループ企業の監査役から監査に関する報告を求め、企業グループの業務の適正確保に努める。
 - 2) グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については、当社の関係部門が連携して適切に指導・支援を行う。
 - 3) グループ企業の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. グループ企業における重要な業務執行の決定に際して、必要により当社への協議を求める。
 - b. グループ企業において、コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、または発生が見込まれる場合には、当社への報告を求める。
- ⑥ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 取締役の指揮命令外の組織として、監査役の職務を補助する専任部門を設置し、必要な使用人を配置する。
 - 2) 当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、取締役の職務の執行に係る業務の兼務をさせず、人事異動等については、監査役と事前協議を行う。
また、監査役からの当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令に従わせる。
- ⑦ 当社の監査役への報告に関する体制
- 1) 当社の取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - a. 取締役会をはじめ、経営政策会議等の重要会議には監査役の出席を求めるほか、取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は監査役へ定期的に職務執行状況の報告を行う。
 - b. 取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は、法令および監査役会が定めた「監査役会規程」等に基づき、監査役および監査役会に対して必要な事項を報告する。

- 2) グループ企業の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
グループ企業の取締役の職務の執行に関する報告やグループ企業に係る上記1) b. の報告を受けた当社の取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は、遅滞なく当社の監査役に報告を行う。
 - 3) 当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役に報告をした者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし、そのための体制を整備する。
- ⑧ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査役職務に必要なことを証明した場合を除き、速やかに処理を行う。
- ⑨ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役は、監査役と意見交換を行うために定期的に会合し、経営全般について認識を深める。
 - 2) 取締役および役付執行役員・執行役員ならびに使用人は、監査役から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。また、内部監査部門は、監査役に内部監査の結果を適宜情報提供するなど、監査の実効性を高められるように協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- 当社は、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしております。

その一環として、取締役会を社外取締役2名および社外監査役3名を含めた構成とし、経営の監視・監督に重点を置いた体制としております。

また、役員候補の指名および取締役の報酬については、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、独立役員が半数以上を占める指名諮問委員会および報酬諮問委員会へ諮ることとしております。これにより、決定プロセスをより客観的で透明性の高いものとしております。

併せて、役付執行役員制度により、業務執行機能の強化と意思決定の迅速化を図り、業務執行責任を明確化しております。

- 総合設備エンジニアリング企業として、更なる成長を目指して事業の拡大と将来を見据えた施策を展開するにあたり、取締役会（12回開催）は、中電工グループ中長期ビジョンおよび年度経営計画等の経営の基本方針等を決定するとともに、中期経営計画アクションプログラムなど業務執行状況等の報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

また、企業倫理規程に基づき、企業倫理委員会を3回開催し、企業倫理推進に関する施策や企業倫理ヘルプラインへの対応に関する社外有識者3名を含む各委員からの積極的な提言・意見等をもとに、継続的に企業倫理の推進に取り組んでおります。

なお、コーポレートガバナンス・コードへは適切に対応のうえ、実施事項等を開示しております。

- 事業活動を行ううえで潜在するリスクを的確に把握し、組織的かつ適切な予防策を講じるとともに、その対応状況を経営政策会議および取締役会に付議しております。

また、危機の発生によって引き起こされる影響を最小限にとどめるために、防災体制・緊急体制の運営状況等を監督する危機管理責任者（総務部長）の設置や、大規模災害に対応した組織の明確化など、危機管理の体制を整備しております。

併せて、事業継続計画に基づく従業員の安否確認訓練や災害発生時における組織間の緊急連絡体制確認訓練等を実施しております。

- 中電工グループ経営要綱において、グループ経営の基本的な考え方およびグループ企業の管理・支援等についての基本的な仕組みを定めており、重要事項に関する協議・報告ならびに中電工グループ社長会議等を通じて、グループ企業の事業活動に対する管理・支援等を行っております。

また、企業倫理規程において、グループ企業における企業倫理の推進に関する事項についても、当社企業倫理委員会で取り扱うこととしており、助言・指導等を行うとともに、必要により当社およびグループ企業を対象とした会議体を設置し、管理・支援等を行っております。

各グループ企業においては、業務管理の仕組みや業務運営等の改善に継続的に取り組んでおり、当社はこうした取り組みに適宜支援等を行っております。

- 当社の内部監査部門である考査部は、考査計画に基づき、監査役および会計監査人と連携を図りながら、当社およびグループ企業の内部監査を実施しております。

- 当社の監査役への報告については、監査役に対して、経営政策会議・企業倫理委員会等の重要会議への出席を求めるとともに、定期的に監査役へ職務執行報告を行っております。

また、監査役と協議のうえ報告事項を申し合わせて、当社およびグループ企業の経営に影響を及ぼす事項等について、速やかに監査役へ報告を行っております。

監査役の監査が実効的に行われることを目的として、代表取締役と社外監査役を含む監査役をメンバーとする意見交換会を開催し、ガバナンス体制のあり方等に対する意見交換を実施しております。

- (注) 1. 本事業報告は、以下により記載しております。
記載金額および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。その他の比率は、表示単位未満を四捨五入により表示しております。
2. E-Ship®は野村証券株式会社の登録商標です。
E-Ship® (Employee Shareholding Incentive Plan の略称) は、米国で普及している従業員持株制度ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村証券株式会社および野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

資産の部		負債の部	
流動資産	101,794	流動負債	47,764
現金預金	22,135	支払手形・工事未払金等	34,292
受取手形・完成工事未収入金等	58,558	短期借入金	130
有価証券	8,635	リース債務	168
未成工事支出金	7,173	未払法人税等	3,583
材料貯蔵品	1,307	未成工事受入金	4,429
商品及び製品	2,043	完成工事補償引当金	53
その他の他	2,034	工事損失引当金	121
貸倒引当金	△92	役員賞与引当金	72
		その他の他	4,911
固定資産	171,948	固定負債	13,935
有形固定資産	35,750	長期借入金	886
建物・構築物	17,416	リース債務	347
機械・運搬具・工具器具備品	1,838	繰延税金負債	1
土地	16,015	役員退職慰労引当金	282
リース資産	445	退職給付に係る負債	12,293
建設仮勘定	34	その他の他	124
無形固定資産	9,078	負債合計	61,699
のれん	7,507		
その他の他	1,571		
投資その他の資産	127,118		
投資有価証券	113,983	株主資本	204,009
長期貸付金	5,039	資本金	3,481
繰延税金資産	5,018	資本剰余金	212
退職給付に係る資産	104	利益剰余金	205,042
その他の他	3,112	自己株式	△4,728
貸倒引当金	△139	その他の包括利益累計額	4,283
		その他有価証券評価差額金	4,773
		為替換算調整勘定	△16
		退職給付に係る調整累計額	△473
		新株予約権	194
		非支配株主持分	3,555
		純資産合計	212,043
資産合計	273,742	負債純資産合計	273,742

連結損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

単位：百万円（未満切捨）

科目	金額	
売上高	157,998	
売上高の他の事業	10,890	168,888
売上原価	138,150	
売上原価の他の事業	9,470	147,620
売上総利益	19,848	
その他の事業総利益	1,420	21,268
販売費及び一般管理費		12,934
営業利益		8,333
営業外収益	740	
受取配当金	1,078	
受取物品の売却益	346	
その他	791	2,956
営業外費用	0	
支払利息	18	
災害等	55	
工具等	6	
支払手数料	11	
その他	9	101
経常利益		11,188
特別利益	1,240	
投資有価証券売却益		1,240
特別損失	170	
固定資産処分損失	1,746	
投資有価証券評価損	1,213	
関係会社株式評価損	160	3,292
税金等調整前当期純利益		9,136
法人税、住民税及び事業税	4,435	
法人税等調整額	△317	4,118
当期純利益		5,017
非支配株主に帰属する当期純利益		222
親会社株主に帰属する当期純利益		4,795

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

単位：百万円（未満切捨）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,481	25	206,037	△4,743	204,801
当期変動額					
剰余金の配当			△5,790		△5,790
親会社株主に帰属する当期純利益			4,795		4,795
自己株式の取得				△901	△901
自己株式の処分		187		916	1,104
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	187	△994	15	△791
当期末残高	3,481	212	205,042	△4,728	204,009

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	8,213	△15	1,408	9,606	215	3,413	218,036
当期変動額							
剰余金の配当							△5,790
親会社株主に帰属する当期純利益							4,795
自己株式の取得							△901
自己株式の処分							1,104
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,439	△0	△1,882	△5,322	△20	141	△5,201
当期変動額合計	△3,439	△0	△1,882	△5,322	△20	141	△5,993
当期末残高	4,773	△16	△473	4,283	194	3,555	212,043

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

資産の部		負債の部	
流動資産	78,148	流動負債	34,703
現金預金	13,041	工事未払金	23,880
受取手形	3,084	リース負債	761
電子記録債権	3,484	未払金	1,773
完成工事未収入金	40,983	未払費用	1,265
有価証券	8,635	未払法人税等	2,988
未成工事支出金	5,960	未成工事収入金	3,664
材料貯蔵品	1,202	前受り金	175
前払費用	15	前受り引当金	12
貸倒引当金	1,776	完成工事補償引当金	54
	△36	工事損失引当金	121
		その他	5
固定資産	174,200	固定負債	13,107
有形固定資産	31,441	長期借入金	886
建物・構築物	15,478	リース負債	1,297
機械器具	131	退職給付引当金	10,730
土工器具・備品	496	関係会社事業損失引当金	136
土地	13,431	その他	56
建物	1,874		
建設仮勘定	29	負債合計	47,811
無形固定資産	1,216	純資産の部	
ソフトウエア	1,154	株主資本	199,601
リース資産	11	資本金	3,481
その他	51	資本剰余金	212
投資その他の資産	141,541	資本準備金	25
投資関係	109,544	その他資本剰余金	187
有価証券	17,960	利益剰余金	200,635
株式債権	512	利益準備金	870
その他の関係会社有価証券	282	その他利益剰余金	199,764
長期貸付金	7,161	特別償却準備金	1
破産更生債権等	41	固定資産圧縮積立金	2,467
長期前払費用	189	別途積立金	173,400
繰延税金資産	3,891	繰越利益剰余金	23,896
保険積立金	1,833	自己株式	△4,728
貸倒引当金	264	評価・換算差額等	4,740
	△140	その他有価証券評価差額金	4,740
		新株予約権	194
資産合計	252,348	純資産合計	204,537
		負債純資産合計	252,348

損益計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

単位：百万円（未満切捨）

科目	金額	
売上高		149,347
売上原価		132,698
売上総利益		16,649
販売費及び一般管理費		8,748
営業利益		7,900
営業外収益		
受取利息	735	
受取配当金	1,158	
物産売却益	346	
その他	726	2,967
営業外費用		
売上割引	18	
災害事故関係費	56	
工具器具等処分損	5	
その他	6	87
経常利益		10,780
特別利益		
投資有価証券売却益	1,240	1,240
特別損失		
固定資産処分損	170	
投資有価証券評価損	1,211	
関係会社株式評価損	3,360	
関係会社事業損失引当金繰入額	136	4,878
税引前当期純利益		7,142
法人税、住民税及び事業税	3,852	
法人税等調整額	△230	3,622
当期純利益		3,520

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

単位：百万円（未満切捨）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金			
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	3,481	25	—	870	2	2,527	173,400	26,105
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△5,790
特別償却準備金の取崩					△1			1
固定資産圧縮積立金の積立						56		△56
固定資産圧縮積立金の取崩						△117		117
当 期 純 利 益								3,520
自己株式の取得								
自己株式の処分			187					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	187	—	△1	△60	—	△2,208
当 期 末 残 高	3,481	25	187	870	1	2,467	173,400	23,896

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△4,743	201,669	8,172	215	210,057
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△5,790			△5,790
特別償却準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
当 期 純 利 益		3,520			3,520
自己株式の取得	△901	△901			△901
自己株式の処分	916	1,104			1,104
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△3,431	△20	△3,452
当 期 変 動 額 合 計	15	△2,067	△3,431	△20	△5,519
当 期 末 残 高	△4,728	199,601	4,740	194	204,537

連結計算書類の会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社 中 電 工
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
広 島 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦^①
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平岡 康治^②

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中電工の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社 中 電 工
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
広 島 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松嶋 敦[Ⓔ]
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平岡 康治[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中電工の2019年4月1日から2020年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則り、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である考査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業場において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社 中電工 監査役会

常任監査役（常勤） 四方田 茂 印

常任監査役（常勤） 緒方 秀文 印

監査役（社外監査役） 竹内 万博 印

監査役（社外監査役） 重藤 隆文 印

監査役（社外監査役） 飯岡 久美 印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、以下の「資本政策の基本的な方針」に基づき、持続的・安定的なより高水準の配当を行うことを重視し、DOE（連結株主資本配当率）2.7%を目処に配当を行う配当方針としております。

【資本政策の基本的な方針】

当社は、通常の運転資金と突発的なリスクへの対応を考慮したうえで、持続的な成長のための投資に内部資金を活用するとともに、業績や経営環境等を総合的に勘案し、株主還元を充実していくことにより、中長期的な企業価値の向上を目指す。

① 持続的な成長のための投資

事業の拡大、人材育成・研究開発強化等、将来の成長に繋がる投資に内部資金を有効活用する。

② 株主還元の充実

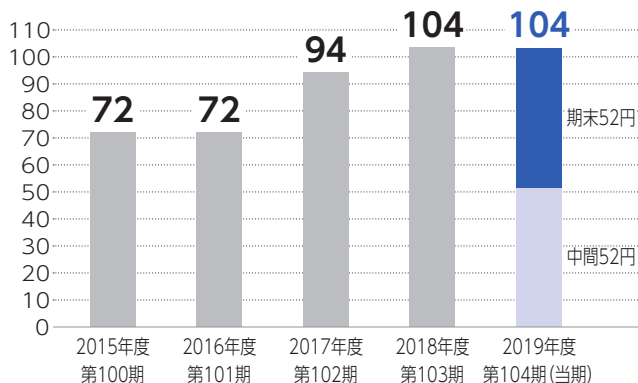
業績等を踏まえつつ、持続的・安定的な配当を行う。

また、経営環境等を総合的に勘案したうえで、必要に応じて自己株式取得を実施する。

これにより、第104期（2019年度）の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

1	配当財産の種類 金銭
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額 当社普通株式1株につき金52円 総額 2,916,040,608円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月25日

〈ご参考〉1株当たり年間配当額の推移 (単位：円)



第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（11名）は任期満了となります。

つきましては、取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は、独立役員が半数以上を占める指名諮問委員会へ諮ったうえで選定しております。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	取締役会出席状況
1	おばた ひろふみ 小畑 博文 再任	代表取締役会長	12/12回 (100%)
2	さこたに あきら 迫谷 章 再任	代表取締役社長	12/12回 (100%)
3	つつみ たかのぶ 堤 孝信 再任	代表取締役 副社長執行役員 業務全般 考査部担当 兼 安全衛生品質環境部担当 兼 購買部担当	12/12回 (100%)
4	やまだ まさし 山田 昌志 再任	取締役 常務執行役員 電力本部長 兼 電力本部電力部長	12/12回 (100%)
5	にしかわ こうさぶろう 西川 幸三郎 再任	取締役 常務執行役員 広島統括支社長	10/10回 (100%)
6	うえの きよふみ 上野 清文 再任	取締役 常務執行役員 技術本部長 兼 東京本部管掌	10/10回 (100%)
7	はやし むつひろ 林 睦博 再任	取締役 常務執行役員 業務本部長	10/10回 (100%)
8	たにぐち じつお 谷口 実男 再任	取締役 常務執行役員 営業本部長	9/10回 (90%)
9	つる まもる 鶴 衛 再任 社外 独立	取締役（社外取締役）	12/12回 (100%)
10	ひがしおか たかかず 東岡 孝和 新任	常務執行役員 岡山統括支社長	
11	いなもと のぶひで 稲本 信秀 新任 社外 独立		

1

おばた ひろふみ
小畑 博文 (1950年12月29日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

2008年 6月 中国電力株式会社 常務取締役 経営企画部門長

9,100株

2008年 6月 当社 監査役
 (2011年6月 退任)

2010年 6月 中国電力株式会社 常務取締役 グループ経営推進部門長

2011年 6月 同社 代表取締役副社長 販売事業本部長

2012年 6月 同社 代表取締役副社長 お客さまサービス本部長

2014年 6月 当社 代表取締役社長

2018年 6月 当社 代表取締役会長
 現在に至る

重要な兼職の状況：広島総合警備保障株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

強いリーダーシップと判断力をもとに、当社の最高経営責任者として、会社の業務を総理しております。また、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。

2

さこたに あきら
迫谷 章 (1951年10月10日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

2011年 6月 中国電力株式会社 常務取締役 広報・環境部門長

3,200株

2012年 6月 同社 常務取締役 電源事業本部副本部長 管財部門長

2013年 6月 同社 常務取締役 電源事業本部副本部長
 上関原子力立地プロジェクト長

2015年 6月 同社 代表取締役副社長 電源事業本部副本部長
 上関原子力立地プロジェクト長

2016年 4月 同社 代表取締役副社長 電源事業本部長
 上関原子力立地プロジェクト長

2016年 6月 同社 代表取締役 副社長執行役員 電源事業本部長

2018年 6月 当社 代表取締役社長
 現在に至る

重要な兼職の状況：一般社団法人広島電業協会 会長

取締役候補者とした理由

当社の最高執行責任者として、重要な業務執行や方針を適時・的確に決定し、着実に推し進めております。また、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。

3

つつみ
堤

たかのぶ

孝信 (1952年12月17日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

1975年 4月 当社入社
 2014年 6月 当社 取締役 兼 執行役員 技術本部副本部長 兼
 技術本部電気技術部長
 2016年 6月 当社 取締役 常務執行役員 技術本部副本部長 兼
 技術本部電気技術部長
 2017年 6月 当社 取締役 専務執行役員 技術本部長
 2019年 6月 当社 代表取締役 副社長執行役員 業務全般 考査部担当 兼
 安全衛生品質環境部担当 兼 資材部担当
 2019年 7月 当社 代表取締役 副社長執行役員 業務全般 考査部担当 兼
 安全衛生品質環境部担当 兼 購買部担当
 現在に至る

3,800株

取締役候補者とした理由

当社の技術部門の経験に加え、事業場長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、現在副社長執行役員として各部門の目標達成に向け業務執行を統括しております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。

4

やまだ
山田

まさし

昌志 (1960年1月5日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

2010年 2月 中国電力株式会社 販売事業本部マネージャー (配電総括担当)
 2010年 6月 同社 販売事業本部付 当社へ出向
 当社 電力本部副本部長 兼 電力本部配電部長
 2011年 6月 当社 執行役員 電力本部副本部長 兼 電力本部配電部長
 2012年 6月 中国電力株式会社 お客さまサービス本部 部長 (配電安全品質)
 2016年 6月 同社 お客さまサービス本部 部長 (配電)
 2017年 6月 当社 取締役 常務執行役員 電力本部長
 2020年 2月 当社 取締役 常務執行役員 電力本部長 兼 電力本部電力部長
 現在に至る

700株

取締役候補者とした理由

中国電力株式会社および当社の配電部門において、豊富な経験と実績を有しており、現在当社の電力部門の総責任者として、部門方針を策定し、目標の達成に向け業務執行を統括しております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。

5

にしかわ こうさぶろう
西川 幸三郎 (1955年10月17日生)

再任

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

1974年 4月 当社入社
2013年 6月 当社 山口東部支社長
2015年 6月 当社 執行役員 山口東部支社長
2016年 6月 当社 執行役員 大阪本部長
2019年 6月 当社 取締役 常務執行役員 広島統括支社長
現在に至る

1,600株

取締役候補者とした理由

当社の営業部門の経験に加え、各地域で事業場長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、現在も事業場長として担当地域の目標達成に向け業務執行を統括しております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。

6

うえの きよふみ
上野 清文 (1957年2月26日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

所有する当社株式の数

1975年 4月 当社入社
2013年 6月 当社 営業本部営業部長
2015年 6月 当社 執行役員 営業本部営業部長
2016年 6月 当社 常務執行役員 東京本部長
2019年 6月 当社 取締役 常務執行役員 技術本部長 兼 東京本部管掌
現在に至る

2,000株

重要な兼職の状況：CHUDENKO(Malaysia)Sdn.Bhd. 取締役

取締役候補者とした理由

当社の技術・営業部門の経験に加え、事業場長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、現在技術部門の総責任者として、部門方針を策定し、目標の達成に向け業務執行を統括しております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。

7

はやし むつひろ
林 睦博 (1958年5月25日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2014年6月 当社 執行役員 労務部長
2016年6月 当社 執行役員 資材部長
2019年6月 当社 取締役 常務執行役員 業務本部長
現在に至る

所有する当社株式の数
3,500株

重要な兼職の状況：株式会社中電工ワールドファーム 取締役

取締役候補者とした理由

当社の労務・購買部門において、豊富な経験と実績を有しており、現在業務部門の総責任者として、部門方針を策定し、目標の達成に向け業務執行を統括しております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。

8

たにぐち じつお
谷口 実男 (1961年1月27日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年9月 当社入社
2014年7月 当社 三次営業所長
2016年6月 当社 技術本部空調管技術部長
2017年6月 当社 執行役員 技術本部空調管技術部長
2019年6月 当社 取締役 常務執行役員 営業本部長
現在に至る

所有する当社株式の数
1,372株

重要な兼職の状況：株式会社昭和コーポレーション 取締役

取締役候補者とした理由

当社の技術部門の経験に加え、事業場長を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、現在営業部門の総責任者として、部門方針を策定し、目標の達成に向け業務執行を統括しております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 5月	学校法人鶴学園 理事 同学園 評議員 現在に至る
1988年 9月	同学園 常務理事
1991年 1月	同学園 副理事長
1999年 4月	同学園 副理事長 兼 副総長
2002年 4月	同学園 理事長
2006年 7月	同学園 理事長 兼 総長
2011年 4月	同学園 理事長 兼 総長 兼 広島工業大学学長
2017年 6月	当社 取締役 現在に至る
2019年 4月	学校法人鶴学園 理事長 兼 総長 現在に至る

重要な兼職の状況：学校法人鶴学園 理事長 兼 総長

公益財団法人ヒロシマ・ピース・センター 理事長

一般財団法人広島地球環境情報センター 理事長

所有する当社株式の数
500株

社外取締役在任年数
3年
(本総会終結の時)

第104期(2019年度)
の取締役会への出席状況
12回/12回

社外取締役候補者とした理由

これまで社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、学校経営者としての豊富な経験等に基づく幅広い見識を活かし、独立、公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たしており、引き続き社外取締役候補者としたものであります。

独立性に関する考え方

同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、学校法人鶴学園の理事長兼総長であります。当社と学校法人鶴学園との間に設備工事等の取引関係がありますが、直近5事業年度における年間平均取引額は、当該期間における当社の年間平均連結売上高の1%未満と少額であります。

同氏は、公益財団法人ヒロシマ・ピース・センター理事長および一般財団法人広島地球環境情報センター理事長であります。当社と公益財団法人ヒロシマ・ピース・センターおよび一般財団法人広島地球環境情報センターとの間には取引関係がありません。

10

ひがしおか たかかず
東岡 孝和 (1960年12月29日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社
2014年 7月 当社 事業創出部長
2016年 6月 当社 企画本部第一事業創出部長
2017年 6月 当社 執行役員 企画本部第一事業創出部長
2018年 6月 当社 常務執行役員 岡山統括支社長
現在に至る

所有する当社株式の数
4,946株

取締役候補者とした理由

当社の電力・企画部門の経験に加え、現在事業場長を務めるなど、豊富な経験と実績を兼ね備えております。このことから、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たすことが期待できるものと判断し、新たに取締役候補者としたものであります。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況所有する当社株式の数
0株

2001年 6月	マツダ株式会社 取締役 物流本部長
2002年 3月	同社 取締役 技術本部長
2002年 6月	同社 執行役員 技術本部長
2003年 6月	同社 執行役員 品質本部長
2007年 4月	同社 常務執行役員 品質・環境担当
2008年 4月	同社 常務執行役員 国内営業本部長
2008年11月	同社 常務執行役員 国内営業担当 国内営業本部長
2011年 4月	同社 常務執行役員 国内営業・法人販売担当
2012年 6月	同社 常務執行役員 国内営業・法人販売・カスタマーサービス担当
2013年 6月	同社 取締役 専務執行役員 中国事業・国内営業・ 第一法人販売統括、マツダ（中国）企業管理有限公司董事長
2015年 6月	同社 取締役 専務執行役員 中国事業・国内営業・ 第一法人販売統括、グローバル監査担当、 マツダ（中国）企業管理有限公司董事長
2016年 4月	同社 取締役 専務執行役員 中国事業・国内営業・法人販売統括、 グローバル監査担当
2017年 4月	同社 取締役 専務執行役員 中国事業・国内営業・法人販売統括
2019年 6月	同社 特別顧問 (2019年10月 退任) 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

マツダ株式会社で取締役を務めた幅広い見識と、物流・技術・品質・営業といった幅広い部門での豊富な経験を活かし、取締役会において独立、公正な立場からご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たすことが期待できるものと判断し、新たに社外取締役候補者としたものであります。

独立性に関する考え方

同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。

同氏は、2019年6月までマツダ株式会社の業務執行者でした。当社とマツダ株式会社との間に設備工事等の取引関係がありますが、直近5事業年度における年間平均取引額は、当該期間における当社の年間平均連結売上高の1%未満と少額であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。
3. 鶴衛氏および稲本信秀氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する事項
- ① 責任限定契約の締結
- 現在、当社は社外取締役である鶴衛氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者である稲本信秀氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額であります。
- ② 独立性判断基準
- 当社は、会社法に定める社外取締役または社外監査役の要件、および株式会社東京証券取引所の上場規程に基づく独立性基準を満たすことを、当社の独立性判断基準としております。
- ③ 独立役員届出
- 当社は、鶴衛氏および稲本信秀氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役四方田茂氏および重藤隆文氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者は、独立役員が半数以上を占める指名諮問委員会へ諮ったうえで選定しております。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、以下のとおりであります。

1

しげとう たかふみ
重藤 隆文 (1957年3月23日生)

再任 社外

略歴、地位および重要な兼職の状況

2011年6月 中国電力株式会社 執行役員 岡山支社長
2013年6月 同社 上席執行役員 管財部門長
2014年6月 同社 執行役員 東京支社長
2016年6月 同社 常務執行役員 コンプライアンス推進部門長 管財部門長
2017年6月 同社 取締役 常務執行役員 コンプライアンス推進部門長 管財部門長
2017年10月 同社 取締役 常務執行役員 コンプライアンス推進部門長 考査部門長 管財部門長
2019年6月 同社 取締役 常務執行役員 地域共創本部長
現在に至る
当社 監査役
現在に至る

重要な兼職の状況：中国電力株式会社 取締役 常務執行役員

所有する当社株式の数
600株

社外監査役在任年数
1年
(本総会終結の時)

第104期(2019年度)
の取締役会への出席状
況

10回/10回

第104期(2019年度)
の監査役会への出席状
況

10回/10回

社外監査役候補者とした理由

電力業界における豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役の職務の執行を適切に監査いただいております。引き続き監査役候補者としたものであります。

略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
 2012年7月 当社 経理部次長 兼 財務担当課長
 2016年6月 当社 執行役員 企画本部経理部長
 2019年6月 当社 執行役員 企画本部副本部長 兼 企画本部経理部長
 現在に至る

所有する当社株式の数
 900株

監査役候補者とした理由

当社の経理部門の業務に長年携わり、財務および会計に関する知見を有するとともに、豊富な経験と幅広い見識を兼ね備えております。これらの知識・経験を活かして、取締役の職務の執行を適切に監査いただくことを期待し、新たに監査役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。
 3. 重藤隆文氏は、社外監査役候補者であります。
 なお、同氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である中国電力株式会社の取締役常務執行役員であります。
 4. 松永弘氏は、当社の経理部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 責任限定契約の締結
 現在、当社は監査役候補者である重藤隆文氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、監査役候補者である松永弘氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2012年6月27日開催の第96回定時株主総会において、確定金額報酬額は年額300百万円以内（うち、2016年6月28日開催の第100回定時株主総会において、社外取締役分は年額13百万円以内）、2017年6月27日開催の第101回定時株主総会において、業績連動型報酬は下表のとおりとご承認いただいております。

<業績連動型報酬の報酬額表>

連結営業利益水準	報酬額
120億円以上	230百万円以内
80億円以上 ～ 120億円未満	190百万円以内
60億円以上 ～ 80億円未満	155百万円以内
40億円以上 ～ 60億円未満	125百万円以内
20億円以上 ～ 40億円未満	80百万円以内
10億円以上 ～ 20億円未満	40百万円以内
10億円未満	0

また、2012年6月27日開催の第96回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションは年額80百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、独立役員が半数以上を占める報酬諮問委員会へ諮ったうえで、当社の取締役（社外取締役を除く）（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、持続的な業績向上に対するインセンティブの強化を図るとともに、株主との視点の共有による一層の株式価値向上を目指すことを目的として、現行の株式報酬型ストックオプションに代えて、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。また、報酬の総額は現行の株式報酬型ストックオプションと同額の年額80百万円以内といたします。

本議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、既に付与済みのものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式付与のための報酬は支給しないものといたします。

第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役を除く）は9名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、当社取締役、監査役および役付執行役員のいずれの地位をも退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社取締役、監査役および役付執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社取締役、監査役および役付執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、職務執行開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案が承認可決されることを条件として、対象取締役のほか、当社の役付執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を、取締役会の決議により支給する予定です。このため、当社の役付執行役員に対しても、既に付与済みのものを除き、役付執行役員に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、役付執行役員に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

以 上

株主総会会場ご案内

会場

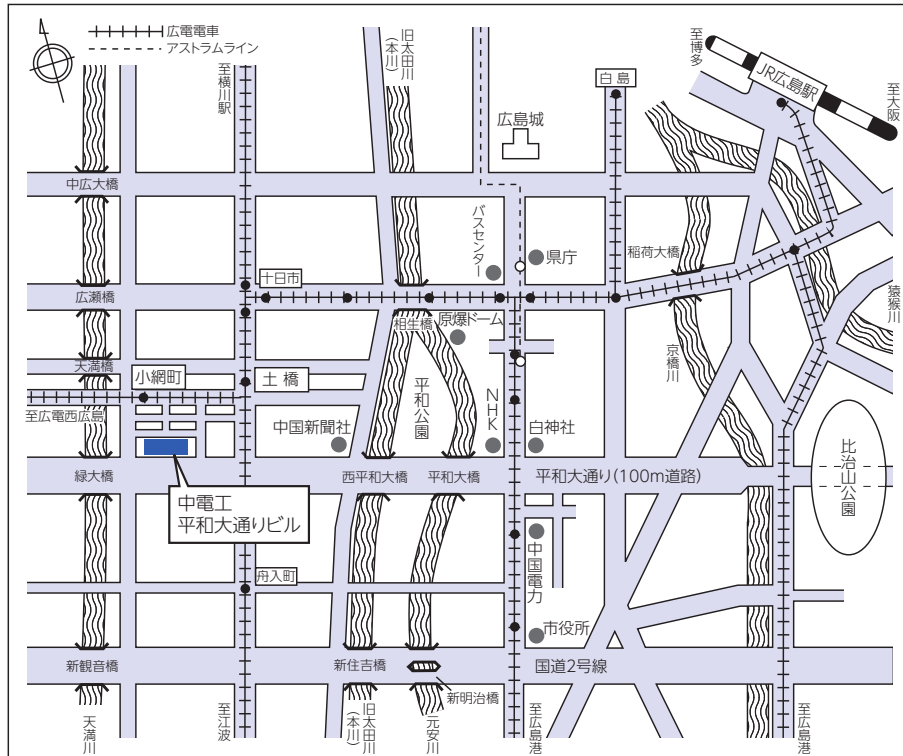
当社本店11階大会議室

広島市中区小網町6番12号(中電工平和大通りビル)

☎ (082) 291-7411 (代表)

交通

広電電車「土橋」または
「小網町」停留場下車



お願い：駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の用意はございません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを
使用しています。